

新人委第782号の4
令和2年2月28日

各任命権者様

新潟市人事委員会
委員長 兒玉 武雄

令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則の運用について（通知）

新潟市給与条例等の一部を改正する条例（令和2年新潟市条例第1号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規定による住居手当の運用について下記のとおり定めたので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

新潟市職員の令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則（令和2年新潟市人事委員会規則第5号）第1条第4号の「人事委員会が定める職員」は、次に掲げる職員とする。

1 令和2年3月1日において改正条例第2条の規定による改正前の新潟市給与条例（昭和32年条例第60号。以下「改正前条例」という。）第14条の4第1項第1号に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの

- (1) 改正条例第2条の規定による改正後の新潟市給与条例第14条の4の規定を適用したとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなった職員
- (2) 改正前条例第14条の4第1項第1号に該当しないこととなった職員

2 令和2年3月1日において改正前条例第14条の4第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなったもの

3 令和2年3月2日から同月31日までの間に改正前条例第14条の4の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第2項の規定により算出される住居手当の月額が2,000円以下となったもの